

西郷村立熊倉小学校「いじめ防止基本方針」

1 基本理念

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。そして、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。

2 いじめに対する基本的な考え方（基本方針）

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法 第2条」）

(2) いじめの理解

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動することが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。
- ⑥ インターネット上の誹謗中傷など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を取ることが必要である。
- ⑦ 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行う。
- ⑧ 特に配慮が必要な児童生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
 - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
 - エ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(3) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 生徒指導・安全委員会

生徒指導全体会や職員会議の場で、月に1回程度、全職員で配慮を要する児童（気になる児童）、特別な支援を要する児童の現状や、指導・支援についての情報交換を行い、共通理解を図る。

(2) いじめ撲滅委員会

いじめ防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ撲滅委員会」を設置する。

＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、ＳＣ

＜活 動＞ ・ いじめ事案に対する組織的な対応に関すること
・ いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童理解を深めること
・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
・ アンケート調査並びに教育相談に関すること

＜開 催＞ ・ 原則月1回とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめを許さない学校づくり（教育活動全体を通して）

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」指導
- ② 好ましい人間関係の醸成

(2) 学びの基礎となる望ましい学級・集団づくり

- ① 子どもと教師、子ども同士の信頼関係の構築
 - ・ 子どもが安心して話せる、学べる環境づくり
 - ・ 個を大切にする学級経営
 - ・ 「学校生活アンケート」や「i-check」の結果を生かしたよりよい学級経営
- ② 道徳教育・人権教育
 - ・ 思いやり、感謝、生命尊重の心の育成
 - ・ 自己肯定感の向上
 - ・ ホームページ等での積極的な情報発信
 - ・ 教職員研修の実施
- ③ 特別活動の充実
 - ・ よさを認め合う指導
 - ・ 個性の伸長を図る指導

(3) 分かる・できる授業の実践（日々の授業の充実）

- ① めあてとまとめの整合性
- ② 発問や板書の工夫
- ③ 校内研修での授業実践・改善

(4) 相談体制の整備

- ① i-check の結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ② 定期の「学校生活アンケート」後に学級担任による教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。

(5) 縦割り班活動の充実

縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とのコミュニケーション能力を身に付けさせる。

(6) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネット（メール、ラインを含む）に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

町内の小中学校や幼稚園、保育所と情報交換や交流学习を行う。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) 実態把握（実態調査）

- ① 日常観察
- ② ノート・日記指導
- ③ いじめアンケート
- ④ 教育相談
- ⑤ 養護教諭等からの情報提供

(2) 指導体制

- ① 組織的指導体制の構築
 - ・ 校長を中心に一致協力体制の確立
 - ・ 職員会議などで対応マニュアル等の共通理解
- ② 関係者・関係機関との連携
 - ・ S C、S S Wとの連携
 - ・ P T Aとの連携、協議

6 いじめに対する措置

(1) いじめの情報キャッチ・認知

(2) 報告

- ① 憶測を入れない
- ② 些細なことでも報告

(3) 事実把握

- ① いじめられた子、いじめた子からの事情聴取
- ② 他児童生徒、教職員から情報収集
- ③ いじめられた子、いじめた子の保護者への誠意をもった説明

(4) 問題状況の把握・理解（いじめ撲滅委員会）

- ① アセスメントによる指導・援助方針の共有
- ② 指導・援助体制の構築

7 評価と改善

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、教職員、児童、保護者、学校評議員によるアンケートとする。
- (2) 評価の結果をふまえ、次年度の改善策を検討するものとする。

8 重大事態への対応

(1) 重大事案の定義

- ① いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされていると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した場合は、西郷村教育委員会に速やかに報告する。
- ② 西郷村教育委員会の指導・助言のもと、当該事案の調査組織「熊倉小いじめ撲滅委員会」を設置する。事案によっては、「熊倉地域いじめ防止会議」も設置する。
- ③ 「熊倉小いじめ撲滅委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、関係機関との連携を密にする。
- ④ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等をふまえる。
- ⑤ 調査結果を西郷村教育委員会に報告する。
- ⑥ 調査結果をふまえ、必要な措置をとる。